

見附市告示第5号

見附市障害者やむを得ない事由による措置実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月14日

見附市長 稲田亮

見附市障害者やむを得ない事由による措置実施要綱の一部を改正する要綱
見附市障害者やむを得ない事由による措置実施要綱（平成24年見附市告示第
116号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

（13）就労選択支援

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。